

令和3年度新規委託研究の公募 応募要領

2021年10月



本応募要領は、令和3年度新規委託研究の公募課題225の応募方法を説明するもので、研究計画書及び提案書様式とセットになっています。これらの課題に応募される方は、本応募要領により提案書を作成してください。

委託研究に関する詳細については、下記URLの「高度通信・放送研究開発委託研究 事務マニュアル 令和3年度（2021年度）版」（以下、「事務マニュアル（令和3年度版）」）を参照してください。

https://www2.nict.go.jp/commission/youshiki/r03/jimu/r03_manual_1.pdf

1 委託研究制度の概要

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）では、高度通信・放送研究開発委託研究により、外部の研究リソースを活用した効率的・効果的な研究開発を推進しています。本制度は平成8年度（当時は機構の前身である通信・放送機構により実施）に開始しており、機構以外の研究機関に研究開発を委託する制度です。

2 応募資格

受託を希望する単独ないし複数の研究機関¹⁾（企業、大学等）が提案者（複数の研究機関が共同して行う場合は参加する全ての研究機関の連名）となり応募することができます。

代表研究責任者²⁾（個人）は、提案全体に責任を持ち、それを実現するために最適な研究体制を提案してください。

また、複数の研究機関による応募の場合は、代表提案者（代表研究責任者が所属する法人）が、共同提案者（法人）の提案を含め、提案全体を取りまとめて応募してください。

提案者は、次の(1)から(6)の条件を全て満たす必要があります。

- (1) 当該研究開発課題に関する技術又は関連技術についての研究実績を有し、かつ当該研究業務を遂行するために必要な研究組織、人員等を有する研究機関であること。
- (2) 本委託研究を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 機構が委託するうえで必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。
- (4) 研究成果の公開、標準化活動等に積極的な貢献が可能であること。
- (5) 当該研究業務を遂行する人員の中に、機構のパーマネント職員又は有期雇用職員が含まれないこと（短時間研究員は可）。また、機構を退職後1年未満の者が含まれる場合には、機構において当該研究開発課題の企画・立案に関与していないこと。
- (6) 実際の研究開発を実施するにあたり、機構の自主研究部門と具体的な連携をはかれること。

同一人物が、同一の研究開発課題に関する複数の提案に研究員として含まれる場合、全ての提

¹⁾ 日本国内で登記されている企業、大学等であって、日本国内に本公募に係る主たる技術開発のための拠点を有するものであることが必要です。

²⁾ 代表研究責任者は、自ら研究を実施するとともに、提案される研究開発の内容、実施の際の進捗管理、成果の取りまとめ等について、研究開発課題全般にわたり総括し、責任を負う者（個人）のことであり、代表提案者（法人）における実施責任者（個人）がこれにあたります。

案が無効となりますので、注意してください。

なお、提案時に受託中の課題を含め、機構及び他の機関の委託研究の受託者となる期間が重複していても応募できます。ただし、複数の委託研究課題を同時期に受託することとなった場合は、各研究者のエフォート率（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））の合計が100%を超えないよう、適切な研究開発実施体制としてください。

3 応募の単位

単独の研究機関が応募することも可能ですが、産学官連携等による複数の研究機関が共同して応募することを推奨します。

研究開発実施体制	応募方法
単独の研究機関で実施する場合	受託を希望する研究機関が単独で応募する。
複数の研究機関で研究グループを形成し、研究内容を分担して実施する場合	研究グループとして単一の提案書を作成し、グループの全構成研究機関の連名で応募する。

複数の研究機関が共同して応募する場合の注意点：

- (1) 研究グループ（代表提案者＋共同提案者）を形成して応募してください。
- (2) 代表提案者は、自らに分担された研究を実施するとともに、研究グループ全体の研究の進捗管理や取りまとめ等を行い、また、研究グループを代表して機構との連絡や調整等を行ってください。
- (3) 各研究機関の研究分担内容を明確にしてください。
- (4) 「応募提出期限」から「委託期間終了」まで、研究グループを構成する研究機関の変更は、原則としてできません。

研究グループを形成して提案を行う場合の一般的な例：

【例1】

提案の内容を提案者間で任意に分割して小課題とし、異なる研究機関がそれぞれの小課題を分担した上でひとつの研究グループを形成し、提案を行う。

- 例
- ・A企業（代表提案者） ○○○に関する研究
 - ・B大学（共同提案者） □□□に関する研究
 - ・C企業（共同提案者） △△△に関する研究

【例2】

提案の内容を提案者間で任意に分割して小課題とし、1研究機関が複数の小課題、他の研究機関がひとつの小課題の担当として研究を分担した上で、ひとつの研究グループを形成し、提案を行う。

- 例
- ・A企業（代表提案者） ○○○に関する研究
 - ・B大学（共同提案者） □□□及び△△△に関する研究

ただし、各小課題を各提案者がどのように分担して研究を実施するかを明確にしてください。

- 例 ・A企業（代表提案者） ○○○に関する研究
・B大学（共同提案者） ○○○に関する研究
（A企業とB大学の分担が不明確なため不可）

なお、共同提案者以外の研究機関（企業、大学等）又は個人が、機構と委託契約を締結しない「連携研究者」（法人・個人）あるいは「研究実施協力者」（法人・個人）として研究に参加することも可能です。詳細については「事務マニュアル（令和3年度版）」の「3.3 研究開発体制」を参照してください。

4 応募に必要な書類

応募には、機構所定の提案書類（提案書及び別紙1～7）の提出が必要です。これ以外の様式で作成されたものの応募は受理しません。提案書類は審査のみに使用します。

なお、提案書の概要の情報は、新規事業創出等の機構の事業運営に資する研究動向の分析にも利用します。また、提案書類は返却しません。

提案書類は、研究計画書の内容を踏まえて日本語で作成してください。日本語以外の言語で書かれた場合は、受理しません。研究グループで応募する場合は、代表提案者と全ての共同提案者の連名で作成してください。

以下の提案書類を提出してください。①、②、③、⑦、⑧及び⑨については、全ての提案者の提出が必須です。④、⑤及び⑥については、該当する提案者のみ提出が必要となります。

① 提案書

- ・ 提案書様式の吹き出しに従って提案書を作成してください。
- ・ 研究計画書「6. 提案に当たっての留意点」に挙げている事項を全て記載してください。

② 必要積算経費一覧表（別紙1）

- ・ 必要経費については、年度別、提案者別（代表提案者と共同提案者）に記入してください。
- ・ 研究開発項目の本質的な部分（研究開発要素のある業務）を外注することはできません。
- ・ 一般管理費率については、計算式によって導いた各提案者の一般管理費率と30%のいずれか低い数値を使用してください。一般管理費率は、「事務マニュアル（令和3年度版）」の「7.5 一般管理費」を参照して計算式により求めるか、応募様式中の一般管理費率計算書を使用してください。なお、契約締結時に一般管理費率の正確な値を確定します。
- ・ 消費税率について、研究開始から終了まで一律10%として記入してください。
- ・ 研究計画書における「予算」は、一般管理費、消費税を含む「総額」です。「予算」の上限を超えた提案は受け付けません。

③ 提案概要図（別紙2）

- ・ 研究全体の内容を端的な文章で説明するとともに、図等を使用して分かりやすく、A4横1枚で作成してください。

④ 会社等要覧（別紙3）

⑤ 会社等要覧の添付書類

- ・ 当該技術に関する事業部、研究所等の組織等に関する会社／研究所案内等のパンフレット、

Webコンテンツ等を添付してください。

- 会社等要覧及びパンフレット、Webコンテンツ等は、国立大学法人、大学共同利用機関法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人、一部上場企業等の場合は④⑤ともに提出不要です。
- 会社等要覧は、研究グループで応募する場合も、代表提案者と全ての共同提案者が各々別々に作成してください。

⑥ パーソナルデータチェックリスト（別紙4）

- パーソナルデータ（個人情報を含む）を取り扱う提案内容の場合には、提出が必須です。パーソナルデータについては、「事務マニュアル（令和3年度版）」の「3.6.3.2 パーソナルデータが含まれるデータの取り扱い」及び「委託研究におけるパーソナルデータの取り扱いについて」*を参照してください。なお、提出していただいた別紙4は、機構のパーソナルデータ取扱研究開発業務審議委員会にて審査されます。その過程で、追加資料の提出や、リスク低減の方法の検討を求める場合があります。

*: https://www2.nict.go.jp/commission/youshiki/r03/jimu/r03_pd_manual.pdf

⑦ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（別紙5）

- 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業等）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記述してください。認定等を受けていない提案者も提出が必須です。
- 研究グループで応募する場合も、代表提案者と全ての共同提案者が各々別々に作成してください。

⑧ コンプライアンス体制の整備状況等（別紙6）

- 情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針（第3版）（平成27年4月21日総務省）、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年4月11日 総務省情報通信国際戦略局技術政策課）、国立研究開発法人情報通信研究機構における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程（O6規程第13号。以下「不正行為対応規程」という。）、国立研究開発法人情報通信研究機構における研究費不正防止計画（平成21年10月30日 国立研究開発法人情報通信研究機構）を踏まえ、受託者は、委託業務の実施に当たり研究活動に係る不正行為（以下「不正行為」という。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等をはじめとする不正行為の発生の防止のために必要な措置を事前に講じなければならないこととしています。
- 提案者のコンプライアンス体制の整備状況等について記載してください。研究グループで応募する場合も、代表提案者と全ての共同提案者が各々別々に作成してください。

⑨ 情報セキュリティ管理の実施体制（別紙7）

- 情報保全の履行体制を確認できる実施体制図、社内規程等を記載してください。
- 研究グループで応募する場合は、代表提案者と全ての共同提案者が各々別々に作成してください。

5 受託者の選定

提案者から提出された機構所定の提案書類を、外部有識者で構成される「高度通信・放送研究開発委託研究評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において審査し、その結果を踏まえて機構が委託研究の受託者を決定します。

(1) 評価委員会での審査

評価項目は次のとおりです。

① 研究開発の目標・計画・方法

- ・ 研究構想や研究目標が具体的かつ明確に示されているか。
- ・ 研究目標を達成するため、研究計画は十分練られていて、目標を確実にかつ効率的に達成可能と予測される方法の提案であるか。
- ・ 期待される研究成果等について、新規性・独創性・革新性が認められるか。

② 研究開発の実施体制・予算計画

- ・ これまでの研究とその研究成果、研究業績から見て、研究計画に対する遂行能力を有していると判断できるか。複数の研究者で研究組織を構成している場合、組織全体としての研究遂行能力は十分高いか。
- ・ 研究開発の円滑な遂行に対し、組織、人員が十分な体制であるか。また、複数の研究機関が共同して行う研究の場合、その有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。
- ・ 研究開発の実施に際し、各研究開発項目の経費積算内容が妥当なものであるか。

③ 成果の展開・普及

- ・ 国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか。
- ・ 当該研究分野等の進展への貢献等、学術的な発展への貢献が期待できるか。またその取組みは具体的か。
- ・ 科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。また、その取組みは具体的か。

(2) 機構における審査、受託者選定及び通知

機構は、評価委員会での評価に準じた項目に加え、提案者（代表提案者／共同提案者）が、

- ・ 本委託研究の遂行過程で得られるデータ等の中に、パーソナルデータ（個人情報を含む）が含まれる場合にどのように扱う計画か。
- ・ 本委託研究の遂行過程で得られる、データやソフトウェア、資料などをどのように取り扱う計画か。
- ・ 当該研究業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。
- ・ 資金等について十分に管理する能力を有しているか。
- ・ 機構が委託するうえで必要とする措置を適切に遂行できる体制を有しているか。
- ・ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。
- ・ コンプライアンス体制の整備状況等は十分であるか。
- ・ 委託研究業務を行う上で必要な情報保全の履行体制を有しているか。

等の観点からも審査し、受託者を決定します。

選定の結果は、機構から提案者（複数の研究機関が共同して応募した場合は、代表提案者）に通知します。また、研究開発期間及び研究開発経費とともに、選定された受託者（共同して応募した場合は、共同提案者を含む）の名称、提案課題及び提案の要旨を機構のWebサイトに公表します。提案書記載の要旨は、対外的に公表して問題のない内容としてください。

なお、公募への応募をもって、上記公表に同意されたものとみなします。

(3) 追加資料等

受託者選定に関する評価において、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

6 委託契約

採択が決定した場合、機構と受託者の間で委託契約を締結します。詳細については「事務マニュアル（令和3年度版）」の「3.6.2 委託業務の契約形態」を参照してください。

委託契約に関する注意点は以下のとおりです。

- (1) 必要な契約条件が合致しない場合には、委託契約が締結できない可能性がありますので、応募に際しては、事前に委託契約書ひな形^{*1}及び委託契約約款^{*2}を確認してください。公募課題225では、知的財産の取扱いに関し、委託契約約款に規定のない事項を委託契約書に追加します。詳細については別添を参照してください（別添1）。

*1: https://www2.nict.go.jp/commission/keiyaku/r03/r03_keiyaku.pdf

*2: https://www2.nict.go.jp/commission/keiyaku/r03/r03_yakkan_1.pdf

- (2) 契約金額は、当該研究業務の実施に必要な経費として機構が認めた額としますので、提案金額と一致しない場合があります。
- (3) 中間評価を実施する研究開発課題では、初年度から中間評価の実施年度までを委託期間として契約を締結し、中間評価で延長が認められた場合に限り、委託期間を最終年度まで延長します。
- (4) 委託経費については、翌年度のものを前倒して利用することや、繰り越して次年度に利用することはできません。
- (5) 機構は、各事業年度の成果報告書や次年度の年度別実施計画書の確認、また、必要に応じてヒアリング等を行うことにより、研究業務が適切に遂行されているかどうかを確認します。
- (6) 上記確認の結果、研究業務が適切に遂行されていない場合、あるいは国の予算状況に変化があった場合等には、委託期間の途中であっても契約変更等を求める場合があります。
- (7) 機構は、受託者（その役員等及び使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団との関係があること等が判明した場合は、契約を行いません。また、契約締結後のものにあつては、当該委託契約を全て解除することができます。
- (8) 年度ごとに委託研究の実績情報（研究成果や会計実績等）をe-Rad（府省共通研究開発管理システム）に登録していただくことが必要なため、受託者（代表研究者及び研究分担者）は、e-Radに研究機関登録を行い、研究機関コードを取得していただきます。

7 委託研究における評価及び研究成果等

研究を開始するにあたって、受託者、評価委員会の評価委員・専門委員、機構の関係者が一堂に会して研究の方向性を確認するスタートアップミーティングを実施します。

また、委託期間中及び委託期間終了後に実施する評価、並びに委託研究における研究成果及び知的財産権の取り扱いは、以下のとおりです。

(1) 中間評価

研究計画書において、中間評価の実施年度が記載された研究開発課題については、当該年度に中間評価を実施します。研究開発の進捗状況や今後の計画等を示した受託者からの資料及びヒアリングに基づいて、評価委員会にて評価を行います。

(2) 終了評価

最終年度の後半に、研究開発の成果や実用化への展望等を示した受託者からの資料及びヒアリングに基づいて、評価委員会にて評価を行います。

(3) 成果展開等状況調査

研究成果の実用化、標準化、関連する研究への貢献、副次的な波及効果等を把握するため、委託期間終了から1年後、3年後及び5年後にアンケートによる調査を実施します。

(4) 追跡評価

終了評価や成果展開等状況調査の結果を踏まえ、委託期間終了から3年後及び5年後に追跡評価を行う場合があります。評価の結果は、今後の委託研究課題の立案、成果普及の促進、評価や制度の運用改善等の参考とします。

(5) 研究開発成果報告

各事業年度終了（毎年3月31日）後、委託契約約款で定める期日以内に、各事業年度の成果報告書を機構に提出していただきます。詳細については「事務マニュアル（令和3年度版）」の「4.1.4 研究開発成果概要書・研究開発成果報告書等の提出」を参照してください。

(6) 外部発表等

学会、シンポジウム、講演会等での発表や標準化活動への貢献、知的財産権の獲得、展示会等への出展は、研究成果の評価対象です。

(7) 知的財産権の帰属

研究実施中に知的財産等が発生した場合、「産業技術力強化法」に定める義務を履行することにより、受託者に帰属します。但し、研究実施中に得られた知的財産の取扱いについては、別添の通りとします（別添1）。その他詳細については「事務マニュアル（令和3年度版）」の「10 知的財産権管理」を参照してください。

なお、上記評価とは別に、機構が研究進捗状況などを確認するためヒアリングを実施することがあります。評価の詳細については「事務マニュアル（令和3年度版）」の「2.2 評価等」を参照してください。

8 調達物品の取扱い

(1) 購入・所有権等

委託研究経費で製造又は購入・外注して設備備品費に計上するものは、機構の資産です。

(2) 資産の共用使用、共同購入

資産は、当該研究の受託者が当該研究開発に使用するためのものであり、原則、受託者のみが利用できます。

ただし、予算・資産の有効利用の観点から、委託研究の実施に影響がなく空いている時間に本委託研究以外の研究に共用使用することや、複数の機構の実施する委託研究において共同利用する目的で資産を共同購入することを認めています。

(3) 機構の施設の無償利用

受託者が委託研究を実施するために必要な場合は、機構の研究施設、研究設備及び研究機器を無償で利用することができます。

(4) 委託期間終了後の扱い

上記(1)の機構所有の資産は、委託期間終了後に原則として機構で回収としますが、具体的な処理方法については委託期間終了前に協議します。

詳細については「事務マニュアル（令和3年度版）」の「3.6.3.1 NICTの施設等の無償利用」、**「9 資産管理」**を参照してください。

9 不正行為に対する措置及び研究資料等の保存

(1) 不正行為に対する措置

研究費の使用・管理にあたっては、十分な抑止機能を備えた体制で研究費の不正使用防止に取り組んでいただきます。

以下に記載する研究活動に係る不正行為が見られた場合には、本委託研究を含む機構の配分する研究資金への申請の制限、申請中の研究資金の不採択、研究資金の返還等の措置を講じる場合があります。

不正行為の例：

- ・ 研究の提案、実行、研究成果の発表等における「ねつ造」「改ざん」「盗用」
- ・ 研究費の使用目的に反した使用等の不適切な経理
- ・ 偽りその他の不正な手段による研究資金の受給

また、機構は、上記不正行為とそれに対する措置の内容とともに、措置対象者の氏名・所属も公表する場合があります。

(2) 研究資料等の保存

不正行為への対応のために、研究データの保管をお願いしています。

保管期間は、パーソナルデータ（個人情報を含む）を除き、当該データ等を用いた論文等を発表した日から原則10年間とします。パーソナルデータ（個人情報を含む）については、研究に必要な最低期間（最長でも原則委託期間終了まで）のみ保管することとし、不要となった場合は、即時に受託者にて破棄することをお願いしています。

なお、保管に必要な経費については、委託期間中は計上できますが、委託期間終了後は受託者の自己負担でお願いします。

詳細については「事務マニュアル（令和3年度版）」の「12 不正行為に対する措置等及び研

究資料等の保存」を参照してください。

10 応募の手続き

(1) 提出期限

令和3年11月15日（月）正午 必着

提出期限を過ぎてからの提案書類の修正はできません。

(2) 提出先

電子メール又はe-Radを利用して、「情報通信研究機構 イノベーション推進部門 委託研究推進室」へ提案書類を電子ファイルにより提出してください。

(3) 提出ファイル形式

提出する提案書類の電子データの形式は、以下のとおりです。

- PDF形式のファイル：提案書及び別紙1～7、会社等要覧の添付書類

以下の形式のファイルも併せて提出してください。

- MS-Word形式のファイル：提案書、別紙3、別紙6、別紙7
- MS-Excel形式のファイル：別紙1、別紙4、別紙5
- MS-PowerPoint形式のファイル：別紙2

(4) 提出方法

① 機構へ電子メールで提出する場合

- 送付先アドレス：teiansho_itaku_nict(atmark)ml.nict.go.jp

(atmark)を@に置き換えてください。本アドレスは、提案書類送付専用です。お問い合わせは、「11 問い合わせ先」に記載のメールアドレスでお願いします。

- PDF形式（提案書及び別紙1～7、会社等要覧の添付書類）、MS-Word形式（提案書、別紙3、別紙6、別紙7）、MS-Excel形式（別紙1、別紙4、別紙5）、MS-PowerPoint形式（別紙2）のファイルを、個別ファイル又は圧縮ファイルにまとめてメールへ添付
- メールの件名は、“2021 委託研究応募_225_提案者名”（225は課題番号、提案者名は代表提案者の研究機関名）
- メールサイズ（メール本体+添付ファイル）は、20Mバイト未満
- メールサイズの制限を超える場合は、分割して送信し、メール件名の末尾に「〇/〇」で番号を記入（例：3分割する場合には1/3、2/3、3/3）

機構より上記メールを受信した旨返信いたします。提出期限当日の15時までに返信がない場合には、電話又はE-mailで機構にお問い合わせください。

② e-Radを利用して提出する場合

- PDF形式（提案書及び別紙1～7、会社等要覧の添付書類）のファイルをe-Radにアップロード
- MS-Word形式（提案書、別紙3、別紙6、別紙7）、MS-Excel形式（別紙1、別紙4、別紙5）、MS-PowerPoint形式（別紙2）のファイルを、上記①の方法により電子メールで機構へ送付

e-Radの使用方法等については、下記URLの運用機関へお問い合わせください。

<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>

11 問い合わせ先

ご不明の点は、下記までお問い合わせください。原則としてメールでご連絡をお願いします。

情報通信研究機構 イノベーション推進部門 委託研究推進室

中後 明、近藤 健、遠田 麻衣子

Tel : 042-327-6011

E-mail : info-itaku(atmark)ml.nict.go.jp

(atmark)を@に置き換えてください。また、提案書類の送り先とは異なります。)

高度通信・放送研究開発委託研究 課題 225 「自動翻訳の精度向上のための『マルチモーダル情報の外部制御可能なモデリング』の研究開発」における知的財産の取扱い方針について

○本課題の位置づけ

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下、「機構」という）はこれまで、世界の「言葉の壁」の解消を目的とし、総務省が 2014 年に策定した「グローバルコミュニケーション計画」に則り、2020 年に向けて多言語翻訳技術の研究開発と社会実装に取り組んできた。その結果、機構の多言語翻訳技術は、翻訳精度の向上や対応言語の拡大を実現し、さらに機構技術の産業界への技術移転により、多様なプレーヤによる様々な翻訳サービスが実用化・普及している。これらは行政手続・医療・交通・観光等多くの分野で活用され、広く社会への研究開発成果の還元が行われ、社会実装が推進されている。さらに、今後 2025 年に向け、ビジネス・国際会議における議論・交渉の場面にも対応したビジネス力の強化、政府全体で進める観光戦略や外国人材受入れ政策を背景とした外国人との共生社会の実現、日本国際博覧会（大阪・関西万博）における日本のプレゼンス向上のため、多言語翻訳技術の飛躍的発展が期待されている。これを実現するため、総務省では、2025 年には AI による「同時通訳」を実現し、その社会実装を目指すなど、多言語翻訳技術の更なる高度化に向けた研究開発等を推進すべく、産学官が連携・協力して取り組む新たなミッション、ビジョン、目標、行動等の方針をまとめた「グローバルコミュニケーション計画 2025～多言語翻訳技術の高度化と社会実装の更なる進展へ～」¹（2020 年 3 月）を策定している。

本課題は、この「グローバルコミュニケーション計画 2025」にある『プロジェクト 1 AI による同時通訳の実現のための革新的多言語翻訳技術の研究開発』を推進するための基盤技術の一つと位置付けられる。本課題で確立した技術及び創出された知的財産は、機構が自ら実施する研究開発の成果と一体となって社会実装され、さらなる社会への研究開発成果の還元を図ることが期待されている。

○本課題で得られた知的財産の取扱いに係る基本方針

本課題の位置づけに鑑み、成果を広く社会に還元するため、機構が自ら実施する研究開発との連携による社会実装の加速も念頭に置き、本課題に係る委託業務を実施することによって得た知的財産（産業財産権、ソフトウェア、コーパス）の取扱いは以下のとおりとする。

1. 産業財産権

本委託業務を実施することによって得た成果は受託者が活用し、成果をさらに展開・普及につなげるのに加え、機構が機構の研究開発成果と統合して、自ら展開・普及させることにより、コミュニケーションにおける相互理解を強力に支援する製品・サービス

¹ https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin03_02000298.html

を創出することを想定する。そのため、受託者が委託業務を実施することによって得た発明等の成果にかかる産業財産権（以下「対象産業財産権」という）については、高度通信・放送研究開発委託研究委託契約約款の規定に加え、受託者は機構に対し再実施権付きの無償の通常実施権を許諾するものとする。なお、受託者は対象産業財産権を第三者に実施許諾する場合、専用実施権や独占的通常実施権等、機構等の実施に支障をきたす実施権の設定はしないものとする。機構自身による対象産業財産権の実施は無償かつ無制限だが、機構が第三者に再実施を許諾する場合は、機構が、機構保有の知的財産（モデル等のノウハウを含む。）と組み合わせて第三者に許諾する場合のみ再実施を許諾できるものとし、対象産業財産権単独で再実施を許諾することはできないものとする。本課題の位置づけ、及び機構の研究開発成果と本委託業務の成果を統合した技術を広く社会に還元させるという基本方針から、機構は対象産業財産権の再実施の許諾先を機構の判断のみで決定することができるものとする。機構は再実施の許諾によって得た実施料について、対象産業財産権の寄与に応じて、その権利が帰属する受託者と協議の上、受託者に対して支払うものとする。

2. ソフトウェア

委託業務を実施することによって得たソフトウェアはオープンソースとして公開することで、自動翻訳を含む自然言語処理分野のコミュニティの研究開発をオープンイノベーション的手法で推進することが望ましい。機構では、コミュニティの他の利用者と同様に、委託業務の成果のソフトウェアを機構が自ら実施する研究開発の成果のソフトウェア等と組み合わせて第三者への利用許諾を行う。そのため、委託業務で開発したソフトウェアは、受託者がMITライセンス²(当該ソフトウェアの複製を取得するすべての人に対し、ソフトウェアを無制限に扱うことを無償で許可するもの。これには、ソフトウェアの複製を使用、複写、変更、結合、掲載、頒布、サブライセンス、及び/又は販売する権利、及びソフトウェアを提供する相手に同じことを許可する権利も無制限に含まれる。)に基づいて公開するものとし、受託者は予めそれについて同意する。公開するソフトウェアの範囲は、受託者と機構で協議するものとする。

3. コーパス

委託業務を実施することによって得たコーパスは受託者又は機構が一部を公開することで、研究コミュニティの発展に貢献する。公開するコーパスの範囲は、受託者と機構で協議するものとする。

² <https://opensource.org/licenses/MIT>

本課題の委託契約においては、令和3年度 高度通信・放送研究開発委託研究委託契約約款(令和3年4月1日施行)に定めるものの他に、上記の知的財産の取扱いに係る基本方針に基づく事項を定めるものとする。

○委託契約約款に規定する知的財産の取扱い

令和3年度 高度通信・放送研究開発委託研究委託契約約款(令和3年4月1日施行)では、本課題に係る委託業務を実施することによって得た知的財産について、以下のように規定している。

1. 産業財産権

委託業務を実施することによって得た産業財産権は第29条等に規定するところによる。すなわち、産業財産権は受託者に帰属するものとする。

2. ソフトウェア

委託業務を実施することによって得たソフトウェアはプログラムの著作物として第29条、第30条等に規定するところによる。すなわち、ソフトウェアの著作権は、受託者に帰属し、受託者は、機構による当該著作物の利用に必要な範囲において、機構が利用する権利及び機構が第三者に利用を許諾する権利を、許諾したものとする。

3. コーパス

委託業務を実施することによって得たコーパスは研究開発データとして、著作物であるものは第29条、第30条第1, 2, 4項等に規定するところにより、著作物以外のは第30条第3項等に規定するところによる。すなわち、著作物であるコーパスの著作権は受託者に帰属する。また、いずれのコーパスについても、受託者は、機構が必要な範囲において、機構が利用する権利及び機構が第三者に利用を許諾する権利を、機構に許諾したものとする。

○委託契約に定める本委託業務に固有の事項

本委託業務においては、上記の知的財産の取扱いに係る基本方針に基づいて、委託契約約款に規定のない以下の事項を、委託契約書に追加する。

1. 産業財産権について

- 受託者は、委託業務の実施により得られた産業財産権について、機構に対して再実施権付きの通常実施権を無償で許諾するものとする。機構が当該再実施権に基づいて第三者に実施許諾する場合の条件は以下とする。
(ア)機構は機構保有の知的財産(モデル等のノウハウを含む。)と組み合わせる場

合にのみ第三者に実施許諾することができる。

(イ) 機構が第三者に実施許諾する際に受託者の同意を必要としない。

(ウ) 機構が第三者に実施許諾することにより得られた実施料の配分は、受託者と機構の協議による。

2. ソフトウェアについて

- 受託者は、委託業務の実施により得られたソフトウェアを、当該ソフトウェアの複製を取得するすべての人に対し、当該ソフトウェアの複製を使用、複写、変更、結合、掲載、頒布、再実施許諾、販売する等、当該ソフトウェアを無制限に扱うこと、及び当該ソフトウェアを提供する相手に同じことを許可することを、無償で許可する形で公開するものとする。
- 前項の条件の下で公開するソフトウェアの範囲は、受託者と機構で協議するものとする。

3. コーパスについて

- 委託業務の実施により得られたコーパスは、受託者又は機構が一部を公開することで、研究コミュニティの発展に貢献する。公開するコーパスの範囲は、受託者と機構で協議するものとする。

4. その他

- 受託者は、機構に対し、委託業務の履行に際して、第三者の著作権その他一切の権利を侵害していないことを保証するものとし、第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があったときは、その責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、受託者がその全責任を負う。ただし、当該権利侵害が機構の指示により生じたときは、この限りではない。

以上